

Title	崔慶原君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.7 (2011. 7) ,p.164- 171
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110728-0164

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

崔慶原君学位請求論文審査報告

崔慶原君が提出した博士学位請求論文『日韓安全保障関係の形成——分断体制下の二つの「安保危機」——』は、朝鮮半島に特徴的な分断体制と呼ばれる紛争構造と二つの「安保危機」に着目し、それを手掛かりに、日韓国交正常化以後の約一〇年間に形成された初期日韓安全保障関係を分析し、その特徴を抽出しようとする優れた研究である。なお、ここでいう「二つの安保危機」とは、一九六八年一月の青瓦台（韓国大統領官邸）襲撃事件を頂点とする北朝鮮による一連の武力挑発（武装遊撃闘争）と一九七五年四月のサイゴン陥落と関連する韓国の「安保危機」のことである。崔慶原論文の構成、概要、そしてそれに対する評価は以下の通りである。

一 論文の構成

序論

- 第一節 問題の所在
- 第二節 先行研究の検討
- 第三節 分析の枠組み
- 第四節 本稿の構成と資料
- 第一章 一九六八年の「安保危機」への対応と安全保障関係の模索（一九六八年）
 - 第一節 北朝鮮の武装遊撃闘争と一九六八年の「安保危機」
 - 第二節 相互防衛条約の「補完」をめぐる米韓対立
 - 第三節 韓国の内部安全保障と警察装備導入問題
- 小結
- 第二章 沖繩返還問題と安保摩擦（一九六九年）
 - 第一節 グラム・ドクトリンと沖繩返還
 - 第二節 沖繩返還交渉のなかの韓国
 - 第三節 基地機能をめぐる日韓安保摩擦
- 小結
- 第三章 在韓米軍の削減と「安保経済協力」の定着（一九七〇～七一年）
 - 第一節 ニクソン・ドクトリンと安全保障
 - 第二節 韓国の防衛産業育成と日本
 - 第三節 重工業調査団の訪韓
 - 第四節 日韓「安保経済協力」の定着
- 小結

第四章 「体制競争」に対する協力への転換（一九七二～七

三年）

第一節 ニクソン・ショックと安全保障

第二節 冷戦規範の再検討

第三節 未完の緊張緩和外交

第四節 日韓協力関係の再調整

小結

第五章 一九七五年の「安保危機」への対応と南北平和共存

問題（一九七四～七五年）

第一節 サイゴン陥落と一九七五年の「安保危機」

第二節 国連軍司令部の再構造化

第三節 対北朝鮮政策をめぐる政策対立

第四節 南北平和共存問題

小結

結論

二 論文の概要

本論文の特徴は、分析枠組みとして分断体制下の「安保危機」という視座を設定したことだろう。分断体制とは、朝鮮戦争以後、米韓相互防衛援助条約（一九五三年）と中ソ・中朝友好協力相互援助条約（一九六一年）に典型的にみられるように、韓国と北朝鮮がそれぞれの同盟関係や国家関係を通じて、安定的な相互抑止体制を形成したために、

第二次世界大戦後の流動的な分断「状態」が分断「体制」に制度化されたことを意味する。一九六五年の日韓国交正常化を通じて、日本もこのような分断体制形成の一翼を担うことになった。冷戦体制が米ソ間の直接的な軍事対決を不可能にしたように、その下位体制としての分断体制が朝鮮戦争型の全面戦争の再発を不可能にしたことは言うまでもない。

しかし、分断体制の定着によって朝鮮半島での大規模な武力対決は構造的に抑制されたものの、全面戦争の不可能性がかえって北朝鮮によるゲリラ浸透、内乱煽動、要人テロなどの各種の破壊活動、すなわち「間接侵略」を許容することになった。そこに、「分断体制の逆説」が存在したのである。事実、「安保危機」とは言うものの、分断体制下の二つの危機が南北朝鮮間に全面的な軍事的衝突を引き起こす可能性は大きくなかった。崔慶原君は、このような危機の本質に着目して、それが日韓両国の危機対応の内容を特徴づけたと主張する。したがって、ここでは、安保危機に対する日韓両国の認識および政策が比較され、その間のギャップが分析されざるをえない。結果的に、それらの関係を形成することになったのである。

ところで、日韓安保関係に関する既存の研究では、ビクター・チャの『米日韓—反目を超えた提携』(Victor D. Cha, *Alignment Despite Antagonism: The United States-Korea-Japan Security Triangle*) に見られるように、日韓間の協力や軋轢は主として米国の東アジア政策の変動という観点から説明される。しかし、それに理解を示しつつも、すでに紹介した分析枠組みから明らかなように、崔君は、日韓両国の対米同盟への依存の側面を重視するあまり、個別的な脅威に対するそれぞれの認識の相違、政策的な対立とその調整など、二国間関係の重要な側面が看過されてきたことに批判的である。言い換えれば、既存研究で強調される「協力と軋轢」の反復という法則性よりも、本論文は日韓安全保障関係の内実に踏み込むことに努力したといえるだろう。

また、既存研究のいま一つの特徴的な傾向は、韓国の安全保障をめぐる日米の「役割分担」に注目することである。それらの研究は米国を中心とする地域的コミットメントの全体像を描きつつ、日韓関係の分析や解釈に新しい示唆を与えてきた。しかし、崔君によれば、日米「役割分担」に関する研究は、日韓両国がどのような立場から現実の政策を推進したかについて、十分に検証することに必ずしも成

功していないし、それぞれの役割をめぐって、日韓両国間でどのような議論が展開され、どのような協力がなされたのか、すなわち日韓間の政策プロセスが十分に検討されていない。本論文は、その点でも、新しい領域に踏み込んだといえるだろう。

そのような努力の結果として、崔慶原論文は二つの基本的な論点に注目している。その第一は二つの「安保危機」に対する日韓の認識と対応のギャップである。確かに一九六八年の「安保危機」に対応する過程で、日韓は北朝鮮からの間接侵略という新しい脅威への対応を共同で模索し、内部的な安全の確保という具体的な政策課題に関して、ゲリラ掃討作戦に当たる韓国警察の装備強化に協力することで一致した。これは分断体制下の「安保危機」に対応する日韓協力の「原型」であったといっても過言ではない。しかし、一九七五年の「安保危機」において、日韓は政治・外交問題化していく朝鮮半島の「安保危機」に同じような認識に基づいて対応できなかった。韓国が北朝鮮の脅威をより深刻に認識し、それに直接的に対抗しようとしたのに対し、日本は依然として韓国の内部的な安全を重視するべきだとの認識を変更しなかったのである。

このようなギャップは、一九七〇年代初頭以来の米中接

近に起因する東アジアの冷戦秩序の再編と深く関連していた。例えば、中国が北朝鮮の軍事行動を抑制するとの理由で、日本は北朝鮮による対南侵略の危険性は存在しないという立場を取っていた。また、米中接近後、北朝鮮が武装闘争路線を転換し、日米その他に対する「平和攻勢」に打って出たことも、日本の懸念を緩和する材料になった。他方、韓国は北朝鮮が単独で軍事行動を起こして中部朝鮮を占領し、その後に中国が停戦を呼び掛ける可能性を懸念していた。中国との国交正常化を達成した日本と、中国との関係改善に失敗した韓国の間には、認識と政策の両面で大きな相違があったのである。

ベトナム戦争の終結に関しても、日韓間に認識のギャップが存在した。韓国側がベトナムでの共産主義革命の成功が北朝鮮の金日成主席を刺激する可能性を懸念していたのに対して、日本側はベトナム戦争の終結を主として南ベトナム政権の内部崩壊という観点から理解し、朝鮮半島に飛び火する可能性は低いと判断していた。また、米中接近がもたらす国際政治の構造的な変化と関連して、日本は南北朝鮮が平和的に共存する可能性を期待し、北朝鮮との経済交流を拡大し、最終的には積み上げ方式による外交関係の樹立を想定していた。輸出入銀行を通じた経済協力問題に

見られるように、日韓の間では、日朝間の経済交流が政治・安全保障上の争点になったのである。

第二の基本的な論点として、本論文は日韓の安全保障関係の形成過程について注目している。どのような条件の下で、どのような過程をたどって、それは形成されたのだろうか。二つの「安保危機」への対応から、崔君は日韓両国の初期安全保障関係の形成過程を三つの段階に区分した。第一段階では、一九六八年の「安保危機」への対応を通じて、日韓安全保障関係の「原型」がつくられた。その特徴を要約すれば、(一) 北朝鮮の間接侵略への対抗という両国の政治的立場が明確化され、(二) 韓国の内部的な安全の確保のために、ゲリラ掃討作戦に当たる警察装備の増強に関する日韓協力が模索されたが、(三) 最終的には、韓国側が警察装備への協力要請を取り下げ、内部的な安定を重視する緊急経済支援の要請に切り替えた。それによって、後に「安保経済協力」と呼ばれる日韓経済協力の典型的なパターンが誕生したのである。

第二段階では、この日韓安保関係の「原型」が東アジアにおける冷戦構造の再編を経験しながら、新たな方向へ展開していった。言い換えれば、それは(一) 一九六九年沖繩返還協議を通じて、朝鮮有事の際日本の後方支援をめぐ

る議論が日韓米の間の政策調整を経て、韓国条項という形で提示されたことである。この過程は米韓同盟や日米同盟によって安全保障問題を考へて来た日本と韓国に、両国の安全保障関係の緊密性を自覚させる契機になったのである。韓国条項は、これまで主に冷戦的協力の産物としてしか語られなかったが、本研究が明らかにしているように、実際には韓国の安全保障に対する日韓米の政策対立とその調整過程を伴っていたのである。

また、(二)一九七〇～七一年の在韓米軍の削減を機に、日米韓の役割分担問題をめぐる議論が進展し、日韓の間で「安保経済協力」という協力形態が定着するようになった。在韓米軍の削減の衝撃の下で、韓国は日本に対して輸出産業育成のための借款供与や防衛産業育成のための工場建設計画への協力を要請した。在韓米軍削減に起因する韓国の軍事費増加が経済発展への制約要因になることを避けるとともに、早期に自主国防を達成することが、その目的であった。しかし、輸出産業育成のための借款供与は合意されたが、防衛産業育成のための工場建設は、韓国の安全保障との強い関連性のゆえに、ついに日本側の理解を得ることができなかつた。一九七三年一月以降、それは重化学工業育成への協力という形で進展をみたのである。「安保経済

協力」と呼ばれる日韓経済協力の典型的なパターンの誕生は、このように、韓国の協力要請に対する日本の対応という相互作用のなかで形づくられたのである。本論文では、その背景に、「南北体制競争での勝利」に貢献するという日本側の「戦略的な思考」があつたことも実証的に分析されている。

第三段階では、南北平和共存を実現するための外交的努力に重点が置かれた。一九七五年の「安保危機」に対応して日韓両国は、長期的安全保障の観点で南北の共存を促し、安定的な停戦体制を構築する政策目標を共有していた。当時、北朝鮮は「一つの朝鮮」論をもとに南北国連同時加盟を拒否し、米朝平和協定の締結を要求する外交攻勢を強めていたが、韓国側は南北不可侵条約の締結や南北国連同時加盟を打ち出すなど、事実上「二つの朝鮮」論のもとで分断体制の安定化を図る政策変更に踏み切っていたのである。日本も韓国の政策転換を受け、北朝鮮に二つの朝鮮を認めさせることが重要であるとの認識のもとで、朝鮮半島政策を立案していた。例えば、その一環として、日本は南北ベトナムの国連加盟申請に賛成を表明していた。南北ベトナムの国連同時加盟が、「一つの朝鮮」論に固執する北朝鮮への圧力となることを期待したからである。

もちろん、日韓の間には政策対立も存在した。例えば、南北対話が途絶え、米中協力も行き詰るなかで、日本は米朝が先に対話を開始し、後に韓国がその枠組みに加わることを内容とする「米朝直接交渉」案を提示したことがある。日本の意欲的な提案の目的は南北朝鮮の共存、すなわち分断体制の安定化にあったが、それが韓国側に受け入れられることはなかった。なぜならば、日本の提案は北朝鮮の対米平和協定要求と重なり、かつ韓国の当事者原則を損なうものとして理解されたからである。しかし、それにもかかわらず、南北朝鮮の共存を実際の政策に結びつけるための代案が模索されたことは、この時期の危機対応における重要な特徴だったといつてよい。

このように一九六八年の間接侵略への対応から始まった安全保障問題をめぐる日韓の対応は、一九七五年の安保危機以降、南北朝鮮間の共存を促して、分断体制の安定化を図る方向へと展開していったのである。

三 論文の評価

崔慶原論文の第一の意義は、分断体制下の「安保危機」という新しい分析枠組みを設定し、二つの「安保危機」への対応という事例分析を通して、初期日韓安保関係の形成

を実証的に分析したことである。「分断体制の逆説」という視座を設定したことによって、朝鮮半島の安保危機が全面戦争とは質的に異なる、北朝鮮のテロ攻撃、破壊活動などの「間接侵略」であったことを明示し、それによって日本、韓国、そして米国の情勢認識と危機対応の特徴を明確に整理することができた。冷戦期に限らず、最近の北朝鮮の軍事挑発を分析するうえでも、これは依然として有効な視座である。

第二の意義は、安保危機に対する日韓両国間の認識ギャップや危機対応における政策対立および調整を詳細に分析し、それによって、安全保障関係の初期段階に現れた日韓関係の特徴を抽出できたことである。これは、日韓それぞれと米国との関係を分析の中心的な対象とする従来の研究では見過ごされたことである。とりわけ、崔君が二つの「安保危機」に対する日韓両国の対応を「反復」ではなく、「発展」として理解したことは特筆に値する。それによって、日韓の安全保障関係が米国の政策変化に対する「反応」であることを強調する見解に反論して、さらに初期日韓関係が危機認識や対応をめぐる日韓両国間の交渉の産物である側面を看過すべきでないことを主張することができたからである。

第三の意義は、本論文が日本、韓国そして米国の一次史料の精力的な収集と実証的な分析に基づいていることである。日韓関係に関する従来の研究が、国交正常化時期の研究を除けば、政治的発言や言論分析に基づいて進められることが多かったのに対して、本論文は十分な日米韓三国の史料調査に基づいて作成されている。例えば、韓国の警察力強化問題が日韓安保の観点から議論されていたこと、日本が南北間体制競争における韓国優位に貢献しようとしたこと、さらに日本が「米朝直接交渉」を提案しようとしたことなどは、従来知られることのなかった「歴史の発掘」である。さらに、いわゆる「韓国条項」が日米韓の政策議論のなかで共有された、ある種の政策協調の産物であったとの指摘も、新しい重要な論点の提示であるといえるだろう。

このように本論文が実証性と独自性を有する優れた研究であることは論を待たないが、若干の問題点や将来にわたる課題が存在しないわけではない。第一に、日韓両国に分析の焦点を当て、独自性を追求したため、米国ファクターの持つ意味が過小評価されていないかとの疑問がある。崔君は米国の介入／不介入を重視する従来の研究を批判的に検討し、米国がどのように介入しようとしたかに関する内

在的な理解が重要であると主張している。そうであるならば、著者が詳細に分析した日韓両国の安全保障関係の進展と形成過程のなかで、米国がどのように、またどの程度介入したのか、その結果がどうであったのかについて、より丁寧な分析が必要になるだろう。いかなる日韓関係分析にとっても、これは最も重要かつ困難な課題である。

第二に、米中接近という国際政治の構造的変動が分断体制に与えた影響についても、より注意深い検討が加えられるべきである。もちろん、二つの安保危機への対応が分析される際に、一九七〇年代初頭の中国の登場についても要約的な説明がなされているが、六〇年代に国際的な相互抑止体制によって制度化された分断体制が、七〇年代の「大國間の協調」のなかで、どのように変化したのか、あるいはしなかったのかについて、十分な検討がなされたとはいえないだろう。これも「日韓安保体制の形成」という本来の主題を大きく超える国際問題であるが、将来の研究課題として指摘しておきたい。

このような問題点や将来の課題についての指摘がないわけではないが、それはより大きな視点からの「気難しい注文」にすぎず、本論文がもつ価値をいささかも損なうものではない。崔慶原君が本研究をさらに発展させる過程で留

意すべき点としていただきたい。

以上の通り、審査員一同は一致して本論文が博士（法学）（慶應義塾大学）にふさわしいものであると判断する。

二〇二一年七月一五日

主査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員 法学博士 赤木 完爾

副査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員 Ph.D. 添谷 芳秀

副査 慶應義塾大学名誉教授
法学博士 小此木政夫

金文静君学位請求論文審査報告

1 はじめに―問題の所在と論文の構成

金文静君の提出した論文「中国動産抵当制度の研究―動産担保法における二つのモデルを中心に」は、タイトルからは単なる中国法の研究と誤解されるかもしれないが、日本法の知見をもとに中国とイングランド、アメリカにおける担保法の比較を行った研究である（本文・注総計二〇一頁のうち、イングランド法、アメリカ法の考究部分が約一〇頁と過半を占める）。

動産担保制度に関しては、英米法では、イングランド法のような個別担保と浮動担保を区別する二元的動産担保のモデルと、アメリカUCC第九編における動産担保をはじめとする一元的動産担保のモデル、という二つのモデルが存在している。そして、後者の一元的動産担保制度は既に世界的趨勢になっていると言っても過言ではない。

このような世界の趨勢に鑑みると、中国法が採用する動